

平成 27 年介護報酬改正について
(介護老人福祉施設 (特養))

【改訂のポイント】

1、利用者の中重度化に対応

4月以降の新規入所者は「要介護3」以上の認定を受けた者であることを基本とする。但し、現在入所されている利用者の方が今後の認定更新等で「要介護1・2」となった場合であっても引き続き入所を継続することができる。

2、基本報酬の見直し (平均6%)

事業収支差が高い水準を維持していることを踏まえ、事業の継続性に配慮しつつ評価の適正化を図る。

3、多床室における居住費負担の見直し

多床室の基準費用及び負担限度額について、光熱水費の実態に即した設定とする為必要な額 (50円/日) を引き上げる。(平成27年4月利用分より徴収)

また、多床室利用者の居住費に関しては、水道光熱費相当分に加え、室料相当分 (470円/日) を新たに居住費として求める。(平成27年8月利用分より徴収)

但し、低所得者に配慮する観点から、利用者負担第一段階から第三段階までの者については補足給付の支給により、利用者負担をさせないこととする。

4、各種加算の算定について

特養における「看取り」の機能強化、中重度の要介護者や認知症高齢者を積極的に受け入れる施設としての役割を評価する加算として重点的に評価する。

5、介護職員処遇改善加算の充実

介護人材の育成と確保を目的として、介護職員に対する加算を充実する。改訂前2.5%から5.9%へ、平均で月額+12,000円の処遇改善を図る内容に改訂。

平成27年度介護報酬改定の基本的な考え方

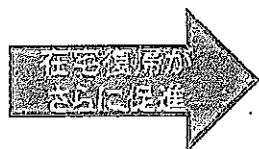
平成26年1月9日 介護給付費分科会「審議報告のとりまとめ」より抜粋

1. 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

- 今後増大することが予測される、医療ニーズを併せ持つ中重度の要介護者や認知症高齢者が、「重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムを実現するためには、医療・看護ニーズに対応した定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの包括報酬サービスのさらなる普及促進を図り、中重度の要介護者や認知症高齢者の在宅生活を支えるためのサービス提供の強化
- 生活機能の維持・向上を図るとともに、生活機能の低下を防ぐことを目的とした「活動」や「参加」といった要素を強化したサービスの導入
- 従来の介護3施設の機能をより明確にしさらに高めていく
 - ・介護老人福祉施設(特養ホーム): 中重度の要介護者を支える
 - ・介護老人保健施設: 病院から退院した者や生活機能が低下した者の在宅復帰を支援する
 - ・介護療養型医療施設: 医療ニーズの高い中重度の要介護者を支える

平成26年度診療報酬改定

地域医療連携



在宅医療・介護ニーズ
中重度の要介護者への対応力を高めていく

平成27年度介護報酬改定の基本的な考え方

平成26年1月9日 介護給付費分科会「審議報告のとりまとめ」より抜粋

2. 介護人材確保対策の促進

- 介護人材の確保は最重要課題のひとつ。介護報酬における処遇改善加算を通じて資質向上や雇用管理改善を実現し、結果として介護職員の社会的・経済的評価が高まることが求められる。
- 今改定でも1人当たり平均で月額12,000円の処遇改善となる改定となっている。

3. サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

- 地域包括ケアシステムの構築とともに介護保険制度の持続可能性を高めるため、各サービス提供の実態を踏まえて必要な適正化を図るとともに、サービスの効果的・効率的な提供を推進する
- 「経済財政運営と改革の基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)など様々な指摘がある中で、各サービスの運営実態も踏まえつつ、必要な適正化にも取り組む

経済財政運営と改革の基本方針2014(抄)(26年6月24日閣議決定)

平成27年度介護報酬改定においては、社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化を行いつつ、介護保険サービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、安定財源を確保しつつ、介護職員の処遇改善、地域包括ケアシステムの構築の推進等に取り組む。

- 必要なサービス評価の体系化・適正化や規制緩和等を進める

介護福祉施設サービスの基本報酬の見直し

概要

- 介護福祉施設サービスの基本報酬については、引き続き収支差が高い水準を維持していること等を踏まえ、事業の継続性に配慮しつつ、評価を適正化する。
- また、多床室の基本報酬に含まれていた室料相当分を切り出すこと等を踏まえ、平成24年4月1日以前に整備された多床室とそれ以降に新設された多床室との間での報酬設定の差は設けないこととする。

※ 多床室の居住費負担の見直し(室料相当を利用者負担とする見直し)に伴って、平成27年8月からの多床室の基本報酬は▲47単位となる。

サービス区分	現行	平成27年4月	平成27年8月
ユニット型個室	947	894	894
従来型個室	863	814	814
多床室(平成24年度以前に整備)	912	861	814
多床室(平成24年度以後に整備)	903	861	814

多床室における居住費負担の見直し

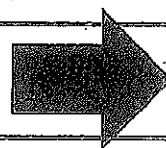
概要

- ・ 介護老人福祉施設の多床室の入所者のうち、一定の所得を有する入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費として求める。（※実施は27年8月から。）
- ・ ただし、低所得者に配慮する観点から、利用者負担第1段階から第3段階までの者については、補足給付を支給することにより、利用者負担を増加させないこととする。

見直しの具体的な内容

- ◆ 介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者のうち、多床室の入所者の基本報酬について、従来型個室の入所者と同額に設定する。（▲47単位。）
- ◆ 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設の入所者のうち、多床室の入所者の基準費用額について、平成27年8月の時点で、以下のように見直す。

1日当たり:370円



1日当たり:840円

- ◆ 他方で、利用者負担第1段階から第3段階までの者の負担限度額は変更しない。（結果的に、補足給付が増額することとなる。）

※短期入所生活介護についても同様の見直しを行う。

※別途、直近の家計調査での光熱水費の額が現行の基準費用額を上回っていることを踏まえた見直しが平成27年4月に実施されることから、多床室の基準費用額は、現行の320円→370円に変更となる。

(参考) 新たな基準費用額・負担限度額について

○ 介護保険施設等の多床室の基準費用額及び負担限度額については、「老健・療養等」も含めて、光熱水費の実態に即した設定とするため、必要な額(50円/日)の引き上げを行う。

○ また、多床室のうち、「特養等」の基準費用額については、これまで基本報酬に含めて評価されていた室料相当分(470円/日)の引き上げを行う。

※) 50円の引き上げは平成27年4月から、470円の引き上げは平成27年8月からであることに留意。

基準費用額

	ユニット型 個室	ユニット型 多個室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	多床室 (特養等)	多床室 (老健・療養等)
利用者負担 第1～第3段階	1,970	1,640	1,150	1,640	320+ <u>50</u> +470	320+ <u>50</u>

負担限度額

	ユニット型 個室	ユニット型 多個室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	多床室 (特養等)	多床室 (老健・療養等)
利用者負担 第3段階	1,310	1,310	820	1,310	320+ <u>50</u>	320+ <u>50</u>
利用者負担 2段階	820	490	420	490	320+ <u>50</u>	320+ <u>50</u>
利用者負担 第1段階	820	490	320	490	0	0